

電子入札等システムサービス利用業務 企画提案競技実施要領

令和 7 年 2 月

宮崎県県土整備部技術企画課

1 趣旨

宮崎県が利用する電子入札システム及び入札情報サービス（以下「電子入札等システム」という。）について、受発注者双方の利便性の向上、業務の効率化及び運用・保守にかかるコスト削減を目的とする公募を行い、業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

3 業務の概要

（1）業務名

電子入札等システムサービス利用業務

（2）業務内容

別紙「電子入札等システムサービス利用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとお
り

（3）契約期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで（5 年間）

（4）予算上限額 521,600,000 円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

（5）契約に係る特記事項

ア この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 5 号の規定による契約であり、県は、（3）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

① 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

② 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

イ 県は、アの契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 事務を担当する部局

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県県土整備部技術企画課入札・技術評価担当

電 話 0985-26-7179

電子メール gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

（1）配布資料

ア 仕様書 イ 審査基準書 ウ 応募様式集

（2）配布場所 本要領 4 の場所

（3）配布期間 令和 7 年 2 月 6 日（木）から令和 7 年 3 月 12 日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページからダウンロードできる。

【ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>】

※資料の郵送を希望する者は、本要領 4 にある担当課まで問い合わせること。

6 参加資格等

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者（以下「有資格者」という。）で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 11 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 75 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 225 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (6) 令和 2 年 4 月以降に契約し、国、都道府県又は政令市において、一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人港湾空港総合技術センターが開発した「電子入札コアシステム」を用いた電子入札システムの開発及び運用業務を行った実績を有する者であること。

7 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3（1）に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

電話 0985-26-7208

- (2) 申請書類の受付期間

令和 7 年 2 月 6 日から令和 7 年 3 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わない恐れがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

8 企画提案競技参加資格審査申請書の提出

企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加資格審査申請書を提出すること。

- (1) 提出先 本要領 4 のとおり
- (2) 提出期限 令和 7 年 3 月 4 日（火）午後 5 時（必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール

※郵送にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

- (4) 提出書類

ア 企画提案競技参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 代理人を選定した場合にあつては、委任状（様式第 2 号）

ウ 業務実績（様式第 4-2 号）

9 企画提案競技参加資格の確認等

- (1) 参加資格の確認

本要領 8 の（4）により提出された書面の審査の結果、本業務を実施することができると認めた者を、本企画提案競技に参加する資格を有する者（以下「企画提案競技参加者」という。）とする。

なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、申請者に対して電子メールにより通知する。

(3) 非認定理由に関する事項

(2) により非認定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下同じ。）以内に、書面（様式は自由）により、宮崎県知事に対し非認定理由について説明を求めることができる。

(4) 非認定理由の説明に関する回答

宮崎県知事は、(3) の非認定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

10 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第3号）を以下により提出すること。

- ① 提出方法は電子メール（アドレス：gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp）とすること。
- ② 件名は「電子入札等システムサービス利用業務委託に係る質問」とすること。

イ 受付期限

令和7年2月21日（金）午後5時

(2) 回答

質問者に対し質問受付日の翌日から起算して原則3日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加資格審査申請書を提出した全ての者に回答するものとする。

11 企画提案書の作成及び提出要領

(1) 企画提案書（様式第4-1～4-11号、5～9号）

ア 審査基準書の各項目に従って提案内容をわかりやすく各様式に記載し、印刷物を10部（正本1部、副本9部）提出すること。なお、副本には企業名やロゴマーク及び製品名等、提出者が特定できるようなものは一切記載しないこと。また、正本と同一内容をPDFファイルとして記録した電子データ（CD-ROM）1枚を提出すること。

イ A4判で作成すること。ページ数に制限は設けない。必要であれば、A3版を折りたたんで使用しても良い。

ウ 仕様書に記載されていない独自の提案については、そのことがわかるようにタイトル等を工夫すること。

エ 日本語で表記すること。（専門用語は除くが、必要に応じて用語解説を添付）

オ 通し番号を振り、目次を付けること。

カ 本目的を達成するに当たり、本業務の発注者に求める作業及び資料等について記載すること。

キ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

ク 提案書の内容は、別添「提案書の記載内容確認表」（様式第9号）に、対応する内容の記載場所、ページを付すこと。

(2) 見積書

ア 本実施要領及び仕様書を踏まえて、5年間の運用経費の見積書を提出すること（様式第7～8号）。なお見積書は、積算の際の参考及び企画提案書を特定するための評価項目として用いることとする。

イ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び合計額を明記すること。

ウ 消費税額は、10%として計算すること。

(3) その他の書類

会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば提出すること（パンフレット、

リーフレットを添付する場合は、10 部提出すること）。なお、企業名やロゴマーク及び製品名等、提出者が特定できるようなものは一切記載しないこと。

(4) 提出

ア 提出先 本要領 4 のとおり

イ 提出期限 令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 5 時（必着）

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出

※提出された企画提案書等は、提出後、内容を変更できない。

※郵送にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

※電子メールにあつては電子データ（CD-ROM）1 枚を別途、郵送又は持参により提出し、その他の書類については印刷物での提出は不要とする。

12 審査

書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について別に設置する選定委員会において、別紙「審査基準書」に基づき審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された企画提案書等について、書類審査を行い優良提案を 3 件程度選定する。

なお、選定結果については、企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により、令和 7 年 3 月 19 日（水）に通知する予定。

審査は別紙「審査基準書」に基づき審査を行うが、「仕様書」の仕様を満たさず、かつ代替案もない項目がある場合には失格とし、審査は行わない。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーション）

第 1 次審査で選定された優良提案者を対象として、提出書類を基にプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

ア 実施方法、日時

実施方法＝Web 会議ツール（Microsoft Teams）を使用する審査を予定しており、実施方法等は申請者へ通知する。

日 時＝令和 7 年 3 月 25 日（火）実施予定

イ 説明時間等

プレゼンテーションは企画提案書に記載した事項を基に行うこと。

説明時間は 30 分以内とし、説明終了後、県から質問を行う。

ウ 説明者等

5 名以内とする。主たる説明者を 1 名、それを補佐する者を 4 名以内とし、主たる説明者は当該業務の統括責任者又はそれに準ずる者とする。

エ 選定結果の通知

第 2 次審査参加者に対して電子メール及び書面により通知する。

オ 審査基準

審査基準は、別紙「審査基準書」に基づき審査を行うが、「仕様書」の仕様を満たさない項目がある場合には失格とし、審査は行わない。

カ その他

① 第 2 次審査は、令和 7 年 3 月 25 日（火）を予定しているが、場所、時間を含め、対象者には改めて連絡を行う。

② 県では Web 会議ツール端末（パソコン等）1 台以上を用意するが、申請者はインターネット回線及び Web 会議ツールを各自で準備すること。

なお、企画提案日までに県と Web 会議の視聴確認を行うものとする。

(3) 非選定理由に関する事項

第 1 次審査及び第 2 次審査で非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、書面（様式は自由）により、宮崎県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(4) 非選定理由の説明に関する事項

宮崎県知事は、(3)の非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

(5) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合でも採点を行い、受託能力の有無を判断する。

13 契約

(1) 最優秀提案者と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) 本業務を担当する予定の業務主任技術者及び業務担当技術者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者又は最優秀提案者決定までに本要領6の要件を満たさなくなった者

(2) 企画提案競技参加資格審査申請書、企画提案書、企画提案書本文その他本企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 7(2)の提出期限までに企画提案競技参加資格審査申請書を提出しなかった者

(5) 8(2)の提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者

(7) 2人以上の代理人をした者

(8) 見積書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱した提案をした者、又はそれらが不明な提案をした者

16 苦情申立

本要領に基づく手続きが政府調達に関する協定に違反すると考える場合は、宮崎県政府調達苦情検討委員会に対して苦情の申し立てをすることができる。

17 その他

(1) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。

(5) 見積額については県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。

(6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）及び物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）による。

18 スケジュール（予定）

(1) 公 告

令和7年2月 6日（木）

(2) 質問書受付期限

令和7年2月21日（金）

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (3) 企画提案競技参加資格審査申請期限 | 令和7年3月 4日 (火) |
| (4) 企画提案競技参加資格審査の結果通知 | 令和7年3月 7日 (金) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和7年3月12日 (水) |
| (6) 第1次審査結果通知 | 令和7年3月19日 (水) |
| (7) 第2次審査 (プレゼンテーション) | 令和7年3月25日 (火) |
| (8) 第2次審査結果通知 | 令和7年3月31日 (月) |